発議第１０号

　　　千葉市携帯電話基地局の設置又は改造に係る紛争の予防と調整に関する条例の制定について

　千葉市携帯電話基地局の設置又は改造に係る紛争の予防と調整に関する条例を次のとおり制定するものとする。

　　令和４年９月８日提出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出者〃〃〃〃〃 | 千葉市議会議員　　　〃　　　〃　　　〃　　　〃　　　〃 | 福永 　洋安喰　初美椛澤　洋平盛田　眞弓中村　公江野本　信正 |

千葉市条例第　　号

千葉市携帯電話基地局の設置又は改造に係る紛争の予防と調整に関する条例

　（目的）

第１条　この条例は、携帯電話基地局の設置又は改造（当該携帯電話基地局の形状又は出力を変更することをいう。以下同じ。）に関し、事業者が配慮すべき事項、設置又は改造計画の手続、紛争の調整に関する手続その他の事項を定めることにより、紛争の予防と調整を図るとともに、良好な近隣関係を保持し、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

　（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）携帯電話基地局　携帯電話端末その他これらに類するデータ通信用の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備（主として屋内又はトンネルの通信状況を改善するためのもの及び災害のために必要な緊急措置として設置するものを除く。）をいう。

（２）事業者　携帯電話基地局の設置又は改造をしようとする携帯電話等の通信会社をいう。

（３）近隣住民　携帯電話基地局のアンテナの中心からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの２倍に相当する距離の範囲内にある土地又は建築物（その敷地の一部が当該範囲内にあるものを含む。）の所有者及び居住者をいう。

（４）周辺住民　近隣住民の属する町内自治会の区域内の居住者をいう。

（５）紛争　携帯電話基地局の設置又は改造が住環境に及ぼす影響により、近隣住民及び周辺住民（以下「近隣住民等」という。）と事業者との間に生じた民事上の争いをいう。

（６）調整　紛争中の近隣住民等と事業者（以下「紛争当事者」という。）との間に協議の場を設けるとともに、双方の主張を整理し、その意思の合致に導くよう努めることをいう。

　（市の責務）

第３条　市は、紛争を未然に防止するとともに、紛争が生じたときは、適切に調整するよう努めるものとする。

　（事業者の責務）

第４条　事業者は、携帯電話基地局の設置又は改造を行うときは、近隣住民等に説明を行うとともにその意見を聴き、良好な関係を損なわないよう努めなければならない。

２　事業者は、携帯電話基地局の設置又は改造を行う場合において、近隣住民等の中に学校又は児童福祉施設その他の規則で定める施設の土地所有者が含まれるときは、当該施設の管理者の意向を尊重するよう努めなければならない。

　（近隣住民等の責務）

第５条　近隣住民等は、事業者の説明について検討を行い、紛争の防止に努めなければならない。

　（自主的な解決）

第６条　紛争当事者は、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって、その紛争を自主的に解決するよう努めなければならない。

　（計画書の提出）

第７条　事業者は、新たに携帯電話基地局の設置又は改造を行うときは、工事に着手する日から起算して６０日前までに、規則で定めるところにより、当該工事の計画書を市長に提出しなければならない。

２　事業者は、前項の規定により提出した計画書の内容を変更したときは、遅滞なく当該変更後の計画書を市長に提出しなければならない。

　（標識の設置）

第８条　事業者は、近隣住民等に携帯電話基地局の設置又は改造計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該設置又は改造計画の概要を記載した標識を当該工事を行う周辺に設置しなければならない。

２　前項の標識は、当該標識に係る携帯電話基地局の設置又は改造工事に着手する日から起算して７日前までに設置しなければならない。

　（近隣住民等への説明等）

第９条　事業者は、第７条の計画書の提出後、規則で定めるところにより、近隣住民等に工事の計画の概要を遅滞なく書面をもって説明し、その周知に努めるとともに、近隣住民等の理解を得るよう努めなければならない。

２　事業者は、近隣住民等から前項の説明について説明会の開催を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。

３　事業者は、説明会を開催するに当たっては、開催予定日から起算して７日前までに、近隣住民等に対し、説明会を開催する旨並びにその日時及び場所を書面をもって周知するものとする。

４　事業者は、第１項及び第２項の規定により近隣住民に説明したときは近隣住民説明実施報告書を、周辺住民を代表する者に説明したとき又は周辺住民に対し説明会を開催したときは、周辺住民説明実施報告書を規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

　（調整の申出等）

第１０条　紛争当事者は、第６条の規定による自主的な解決に努めても、なお紛争の解決に至らないときは、当該紛争の調整を市長に申し出ることができる。

２　市長は、紛争当事者の双方から紛争の調整の申出があったときは、これを行う。

３　市長は、前項の規定にかかわらず、紛争当事者の一方から紛争の調整の申出があった場合においては、相当な理由があると認めたときは、意見聴取の場を設けこれを行うことができる。

４　第１項の申出は、当該紛争に係る工事の着手前に行わなければならない。

５　市長は、調整のため必要があると認めるときは、紛争当事者に対し、当該調整に係る協議の場への出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は資料を提出するよう求めることができる。

　（調整の打切り）

第１１条　市長は、調整によって紛争当事者間の合意が成立する見込みがないと認めるときは、これを打ち切ることができる。

　（計画廃止の届出等）

第１２条　事業者は、第７条の規定により提出した計画書に掲げる計画を廃止するときは、市長にその旨を届け出るとともに、近隣住民等に対しその旨を周知するものとする。

　（勧告）

第１３条　市長は、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

（１）特別な理由がないにもかかわらず、第４条第１項に規定する近隣住民等への説明及び意見の聴取に努めない事業者

（２）第７条の規定による計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした計画書を提出した事業者

（３）第９条第４項の規定による近隣住民説明実施報告書若しくは周辺住民説明実施報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたものを提出した事業者

　（委任）

第１４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

　　　附　則

　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議　案　説　明

　　携帯電話基地局の設置又は改造に関し、事業者が配慮すべき事項等を定めることにより、紛争の予防と調整を図るとともに、良好な近隣関係を保持し、市民の生活環境の保全に資するため、条例を制定しようとするものであります。